

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

コンプライアンス規定

制定 令和元年5月30日

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会（以下「協会」という。）のコンプライアンスに関する基本的な事項を定め、協会およびその従業者が誠実に事業活動を行い、生産者や消費者等に信頼と満足を提供することを目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 協会におけるコンプライアンスとは、法令、定款、社会的規範等を遵守し、自己責任原則のもとで誠実かつ透明性の確保された事業活動を行うことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規定は、役員および職員、嘱託、臨時、パート、派遣等すべての従業者（以下「従業者」という）に適用する。

(コンプライアンスに関する基本方針)

第4条 協会は、法令、定款、社会的規範等を遵守し、自己責任原則のもとで誠実かつ透明性の確保された事業活動を行う。

2. 従業者は、事業を実現するため行動基準を指針として、コンプライアンスや事業の公共性、社会性および環境保全への配慮等、社会的責任を果たすことを念頭において行動する。

(コンプライアンスの浸透・定着の取組み)

第5条 協会は、職場において法令遵守や高い倫理観にもとづいた事業活動が行われるようコンプライアンスの浸透・定着に取り組む。

(行動基準・禁止事項)

第6条 従業者は自らの職務を遂行する場合には、次のように行動しなければならない。

- (1) 法令に定めのあることについては、法令に則って行動する。
- (2) 法令に定めのないことについては、社会的良識に基づき行動する。

2. 従業者は、自ら法令に違反する行為をしてはならない。
3. 従業者は他の従業者に対し、法令に違反する行為を指示してはならない。
4. 従業者は他の従業者に対し、法令に違反する行為を教唆してはならない。
5. 従業者は他の従業者の法令に違反する行為を黙認してはならない。

(懲戒処分)

第7条 協会は、法令違反行為を行った従業者を懲戒処分に付する。

2. 過失により法令違反行為を行った場合であっても、適切に対処し、または迅速に報告を協会に行い、損失発生の最大化を防ぐことが出来た場合は、損失を免れた度合いに応じて懲戒処分の内容を減免する。

(免責の制限)

第8条 従業者は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 協会の利益を図る目的で行ったこと

付 則

(制定・改廃)

1. この規定の制定・改廃は理事会の決議による。ただし、軽易な事項については会長が決定する。
2. この規定に定めるもののほか、この規定に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、軽易な事項については会長が決定する。

(疑義解明)

3. この規定の解釈その他の疑義は、会長が決定する。

(施行期日)

4. この規定は、令和元年5月30日から施行する。